2　主管庁が認める免除の細目は、第七規則に規定する証書に明示する。

3　免除を認める主管庁は、当該免除を認めた後、できる限り速やかに、少なくとも九十日以内に、その細目及び理由を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、必要な場合には、条約の締約国がそのような情報を了知し、及び適当な措置をとるよう、条約の締約国に対し当該情報を回章に付する。

4　主管庁は、七十二時間以内の航海で最も近い陸地から五十海里以内の海域において専ら従事する油タンカーについては、第二十九規則、第三十一規則及び第三十二規則に定める要件を免除することができる。ただし、当該油タンカーが条約のいずれかの締約国の二以上の港又は係留施設の間の運航にのみ従事することを条件とする。当該免除は、当該油タンカーについて、すべての油性混合物が船内に保留され、その後、受入施設に排出されること及び当該油性混合物を受け入れることのできる受入施設が適当なものであると主管庁が決定することを条件とする。

5　主管庁は、次のいずれかの場合には、4に規定する油タンカー以外の油タンカーについて第三十一規則及び第三十二規則に定める要件を免除することができる。

.1　当該油タンカーが、第二規則5に規定する載貨重量四万トン以上のもので第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーであり、特殊な運航にのみ従事し、及び第二規則6に定める条件が満たされていること。

.2　当該油タンカーが、次に掲げる一又は二以上の航海に専ら従事する油タンカーであること。

.1　特別海域内の航海

.2　特別海域外で最も近い陸地から五十海里以内の海域における次のいずれかの航海

.1　条約のいずれかの締約国の二以上の港又は係留施設の間の航海

.2　主管庁が決定する限定された航海であつて七十二時間以内のもの

ただし、次のすべての条件を満たす場合に限る。

.3　すべての油性混合物を受入施設へのその後の排出のために船内に保留していること。

.4　2.2に規定する航海について、主管庁は、適当な受入施設が油タンカーの寄港する油の積込み港又は係留施設において油性混合物を受け入れることができることを決定したこと。

.5　必要なときは、油タンカーが2.1及び2.2に規定する航海の一又は二以上に専ら従事することについて証書に裏書がされていること。

.6　排出の量、時刻及び港が油記録簿に記録されていること。

第四規則　適用除外

第十五規則及び第三十四規則の規定は、次の排出については、適用しない。

.1　船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な油又は油性混合物の海洋への排出

.2　船舶又はその設備の損傷に起因する油又は油性混合物の海洋への排出。ただし、次のことを条件とする。

.1　損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し、又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。

.2　船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図を有して又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれのあることを認識して行動することのなかつたこと。

.3　特定の事件に対処することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出であつて主管庁の承認するもの。この排出は、当該排出が予定される場所を管轄する政府の承認を受けなければならない。

第五規則　同等物

1　主管庁は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置がこの附属書の要求するものと少なくとも同等の実効性を有する場合には、これらの取付け物、材料、器具又は装置をこの附属書の要求するものの代替物として認めることができる。主管庁のこのような権限は、油の排出の規制を実施するための作業方法をこの附属書の規則によつて定める設計及び構造と同等の代替物とすることには及ばない。

2　船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置をこの附属書の要求するものの代替物として認める主管庁は、その細目を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国に対しその通報を回章に付する。

第二章　検査及び証明

第六規則　検査

1　総トン数百五十トン以上の油タンカー及び油タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものは、次に定める検査を受ける。

.1　船舶の就航前又は第七規則に規定する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査には、この附属書が当該船舶に適用される限り、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料の完全な検査を含める。この検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

.2　第十規則2.2及び5から7までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査。この更新検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

.3　証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。この中間検査は、1.4に定める年次検査の一に代えて行うものとし、設備並びに関連するポンプ及び管系（油排出監視制御装置、原油洗浄装置、油水分離器及び油除去装置を含む。）がこの附属書に定める関係要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものとする。この検査を行つた場合には、第七規則又は第八規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

.4　証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査。この年次検査においては、1.1の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料が1.2及び4.2の規定に従つて維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料についての全般的な検査を行う。この検査を行った場合には、第七規則又は第八規則の規定に基づいて発給された証書に裏書をする。

.5　状況に応じて行う全般的又は部分的な追加検査。この追加検査は、4.3に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合又は重大な修繕若しくは取替えが行われた場合には、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたこと、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がすべての点においてこの附属書の要件に適合することを確保するものとする。

2　主管庁は、1の規定が適用されない船舶がこの附属書の関係規定に適合することを確保するため適当な措置をとる。

3.1　この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。当該団体は、国際海事機関が、決議A七三九（一八）によつて採択した指針及び決議A七八九（一九）によつて採択した仕様（附属書に適用される改正手続に関する条約第十六条の規定に従って採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）を遵守する。